

○財務省告示第三百八十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年十一月八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年十二月六日

財務大臣 城島 正光

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第三百三十一回、第三百三十四回及び第三百三十六回）及び利付国庫債券（三十年）（第十三回、第十四回、第十五回、第十六回、第十七回、第十八回、第十九回、第二十回、第二十二回、第二十三回、第二十六回、第二十八回及び第三十三回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
三	の条項及びその適	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定
四	発行方法	の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

二十 者 払込期日 平成二十四年十一月八日

(別表)										
名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額							
(利付国庫債券) (第三十回)	二・三%	平成六年四月二十七日	百七億円							
(利付国庫債券) (第三十回)	二・三%	平成三年四月二十七日	二十三億円							
(利付国庫債券) (第三十回)	二・四%	平成十年四月二十六日	三十九億円							
(利付国庫債券) (第三十回)	二・五%	平成九年四月二十六日	百三十六億円							
(利付国庫債券) (第三十回)	二・五%	平成六年四月二十六日	九十二億円							
(利付国庫債券) (第三十回)	二・四%	平成三年四月二十六日	二十三億円							
(利付国庫債券) (第三十回)	二・〇%	平成十年四月二十五日	五億円							
(利付国庫債券) (第二十三回)	一・六%	平成三年四月二十四日	九十七億円							
(利付国庫債券) (第二十三回)	一・八%	平成三年四月二十四日	四百十二億円							
(利付国庫債券) (第二十三回)	一・七%	平成九年四月二十三日	百九億円							

（利付第三十年国库三年回）	（利付第三十年国库八年回）	（利付第三十年国库六年回）	（利付第三十年国库三年回）	（利付第三十年国库二年回）	（利付第三十年国库回）
二・〇％	二・五％	二・四％	二・五％	二・五％	二・五％
平成九年五月二十二日	平成三年五月二十日	平成三年四月二十九日	平成六年四月二十八日	平成三年四月二十八日	平成九年四月二十七日
八百九十億円	百五十一億円	三百四十八億円	二百三十七億円	千億円	十億円